

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 3
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部給与課】 11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法等の一部改正に伴い、北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則において引用する同法の題名等を改め、父子福祉資金の貸付けについて必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

雇用保険法の一部改正に伴い、就業促進定着手当に相当する退職手当の支給手続を定めることにしました。

この規則は、平成26年9月30日から施行することにしました。

北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第53号

北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成6年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中

「第3章 寡婦福祉資金の貸付け（第20条・第21条）	
第4章 雑則（第22条－第24条）	」を
「第3章 父子福祉資金の貸付け（第20条・第21条）	
第4章 寡婦福祉資金の貸付け（第22条・第23条）	」に
第5章 雑則（第24条－第26条）	」

改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に改め、「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、「、母子及び寡婦福祉法施行令」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第2条第2号中「において準用する法第13条第1項」を削り、「法第32条第3項」を「同条第4項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 父子福祉資金 法第31条の6第1項及び同条第4項において準用する法第14条の規定による資金をいう。

第3条第3項各号列記以外の部分中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第7条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金（以下「継続資金」と総称する。）」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金（以下「母子継続資金」と総称する。）」に、「及び」を「又は」に改める。

第8条の見出し中「継続資金」を「母子継続資金」に改め、同条第1項中「継続資金の」を「母子継続資金の」に改め、同条第2項中「修学資金又は修業

資金」を「資金」に改める。

第9条第1項中「継続資金」を「母子継続資金」に改める。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とする。

第22条中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同条を第24条とする。

第4章を第5章とする。

第21条の表を次のように改める。

第4条	前条	第22条
第5条第1項	前条	第23条において準用する第4条
第5条第2項	前項	第23条において準用する第5条第1項
	令第8条第4項又は第9条第1項	令第37条第4項又は令第38条において準用する令第9条第1項
	同条第3項又は第4項	令第38条において準用する令第9条第3項又は第4項
第6条第3項	第1項	第23条において準用する第6条第1項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金（以下「母子継続資金」と総称する。）	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金（以下「寡婦継続資金」と総称する。）
	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	令第36条第3号から第5号まで又は第8号
第7条第2項	前項	第23条において準用する第7条第1項
第7条第3項	第4条から第6条まで	第23条において準用する第4条から第6条まで
	第1項	第23条において準用する第7条第1項

第 8 条 第 1 項	母子継続資金	寡婦継続資金
第 8 条 第 2 項	法第 1 3 条 第 3 項	法第 3 2 条 第 2 項
	前項	第 2 3 条 において準用する第 8 条 第 1 項
	令第 5 条 第 2 項 各号	令第 3 3 条 第 2 項 各号
第 9 条 第 1 項	母子継続資金	寡婦継続資金
第 9 条 第 2 項	前項	第 2 3 条 において準用する第 9 条 第 1 項
第 1 0 条	令第 1 1 条 から 第 1 3 条 まで	令第 3 8 条 において準用する令第 1 1 条、第 1 2 条（第 2 項 第 2 号 及び 第 3 号 を 除く。） 及び 第 1 3 条
第 1 1 条	第 4 条	第 2 3 条 において準用する第 4 条
	第 7 条 第 3 項	第 2 3 条 において準用する第 7 条 第 3 項
第 1 1 条 第 1 号	第 5 条	第 2 3 条 において準用する第 5 条
	第 7 条 第 3 項	第 2 3 条 において準用する第 7 条 第 3 項
第 1 2 条 第 1 項	令第 8 条 第 5 項 又は 改正令 附則 第 4 条 第 5 項	令第 3 7 条 第 5 項
第 1 2 条 第 2 項	前項	第 2 3 条 において準用する第 1 2 条 第 1 項
第 1 3 条 第 1 項	令第 1 9 条 第 1 項 又は 改正令 附則 第 4 条 第 8 項	令第 3 8 条 において準用する令第 1 9 条 第 1 項
第 1 3 条 第 2 項	前項	第 2 3 条 において準用する第 1 3 条 第 1 項
第 1 4 条 第 1 項	法第 1 5 条 第 1 項	法第 3 2 条 第 5 項 において準用する法第 1 5 条 第 1 項
第 1 5 条	令第 8 条 第 3 項 及	令第 3 7 条 第 3 項 だけ し 書

	だし書	
第16条第2項	前項	第23条において準用する第16条第1項
第17条	令第16条（同条第1号及び第2号の規定を改正令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）	令第38条において準用する令第16条
第18条第1項	令第17条ただし書	令第38条において準用する令第17条ただし書
	令第18条第2項及び改正令附則第4条第10項	令第38条において準用する令第18条第2項
第18条第2項	前項	第23条において準用する第18条第1項
第19条第4号	令第12条	令第38条において準用する令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）
第19条第5号	令第16条第3号から第5号まで	令第38条において準用する令第16条第3号から第5号まで
第19条第6号	令第19条第1項又は改正令附則第4条第8項	令第38条において準用する令第19条第1項
	令第19条第1項第2号又は改正令附則第4条第8項	令第38条において準用する令第19条第1項第2号

第3章中第21条を第23条とする。

第20条第1項各号別記以外の部分中「において準用する法第13条第1項」を削り、同項第2号及び同条第2項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同条第3項中「第2条第3項」を「第3条第3項」に、「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条を第22条とする。

第3章を第4章とする。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 父子福祉資金の貸付け

(貸付けの申請)

第20条 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本又は世帯員全員の住民票の写し
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第3項の規定は、法第31条の6第4項において準用する法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体について準用する。

(準用規定)

第21条 第4条から第19条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	前条	第20条
第5条第1項	前条	第21条において準用する第4条
第5条第2項	前項	第21条において準用する第5条第1項
	令第8条第4項又は第9条第1項	令第31条の6第4項又は第31条の7において準用する令第9条第1項
	同条第3項又は第4項	令第31条の7において準用する令第9条第3項又は第4項
第6条第3項	第1項	第21条において準用する第6条第1項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金（以下「母子継続資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金（以下「父子継続資金」と総称する。）

	」と総称する。)	
	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号
第7条第2項	前項	第21条において準用する第7条第1項
第7条第3項	第4条から第6条まで	第21条において準用する第4条から第6条まで
	第1項	第21条において準用する第7条第1項
第8条第1項	母子継続資金	父子継続資金
第8条第2項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
	前項	第21条において準用する第8条第1項
	令第5条第2項各号	令第31条の3第2項各号
第9条第1項	母子継続資金	父子継続資金
第9条第2項	前項	第21条において準用する第9条第1項
第10条	令第11条から第13条まで	令第31条の7において準用する令第11条から第13条まで
第11条	第4条	第21条において準用する第4条
	第7条第3項	第21条において準用する第7条第3項
第11条第1号	第5条	第21条において準用する第5条
	第7条第3項	第21条において準用する第7条第3項
第12条第1項	令第8条第5項又は改正令附則第4条第5項	令第31条の6第5項
第12条第2項	前項	第21条において準用する第12条第1項

第13条第1項	令第19条第1項 又は改正令附則第 4条第8項	令第31条の7において準用す る令第19条第1項
第13条第2項	前項	第21条において準用する第1 3条第1項
第14条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において 準用する法第15条第1項
第15条	令第8条第3項た だし書	令第31条の6第3項ただし書
第16条第2項	前項	第21条において準用する第1 6条第1項
第17条	令第16条（同条 第1号及び第2号 の規定を改正令附 則第4条第10項 において準用する 場合を含む。）	令第31条の7において準用す る令第16条
第18条第1項	令第17条ただし 書	令第31条の7において準用す る令第17条ただし書
	令第18条第2項 及び改正令附則第 4条第10項	令第31条の7において準用す る令第18条第2項
第18条第2項	前項	第21条において準用する第1 8条第1項
第19条第4号	令第12条	令第31条の7において準用す る令第12条
第19条第5号	令第16条第3号 から第5号まで	令第31条の7において準用す る令第16条第3号から第5号 まで
第19条第6号	令第19条第1項 又は改正令附則第 4条第8項	令第31条の7において準用す る令第19条第1項
	令第19条第1項 第2号又は改正令	令第31条の7において準用す る令第19条第1項第2号

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第20条第3項の改正規定（「第2条第3項」を「第3条第3項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第54号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和44年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第5条第3項」を「第6条の8第2項」に改め、同条第4項中「第1項から前項まで」を「前3項」に改める。

第9条第3項中「第9条第6項」を「第9条第9項」に改める。

第13条第1項中「同項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当（」の次に「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を、「第13号様式の2）に」の次に「、同項第1号ロに該当する者に係る就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（第13号様式の3）に」を加える。

第7号様式中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 炭鉱労働者の雇用等に関する法律第4号の講習	4 障害者の雇用促進に関する法律第5条の訓練	5 高齢者の雇用等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	6 沖縄振興特別措置法第44条第1項第4号の講習
----------	--------------------------	-------------------------	------------------------	---	--------------------------

を

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用促進に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者の雇用等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練
----------	--------------------------	---------------------------	---	-------------------------

に

改める。

第8号様式（裏面）の注書第4項中「25回」を「21回」に改める。

第9号様式を次のように改める。

公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注書をよく読んでから記入してください。)

台帳番号					未支給区分(1 未支給、2 未支給以外)		
待期満了年月日	年 月 日						
支給期間	初日	年 月 日			末日	年 月 日	
認定日数		受講日数		退所日数		特定職種受講日数	寄宿日数
内職(労働日数、収入額)				円	就業手当支給日数	早期就業支援金支給日数	
①受 講 者	氏 名			訓練受講職種			
	住所又は居所						
②証明対象期間	年 月 日から 年 月 日まで			③公共職業訓練等が行われなかった日			
④実 績	⑤公共職業訓練等を受けなかった日						⑨備 考
	⑥疾病又は負傷による場合	⑦⑥以外でやむを得ない理由がある場合		⑧やむを得ない理由がない場合			
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職、氏名)							
⑩ ②の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。						ア した イ しない	
⑪ ②の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。						ア 得た イ 得ない	
⑫ 寄宿の有無	有()・無						
※連絡事項							
※処理欄							

(日本工業規格A4)

第9号様式（裏面）

注1 ③欄及び⑥欄から⑧欄までは、該当する日を記入すること。

2 ⑨欄は、⑥欄から⑧欄までの日についての具体的事情その他必要な事項を記入すること。

3 ⑩欄及び⑪欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、⑩欄及び⑪欄においてアを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。

4 ⑩欄及び⑪欄の「②の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。

5 ⑩欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。

6 ⑩欄及び⑪欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。

なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。

7 ⑫欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。

8 ※印欄には、記載しないこと。

第13号様式の2（表面）中

⑦賃金月額	円	⑧雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり → (年 箇月)
⑨上記の記載事実に戻りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者氏名)			

を

⑦賃金月額	円	⑧雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり → (年 箇月) 契約更新条項 (ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)
⑨上記の記載事実に戻りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者氏名)			

に、

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

を

⑪ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

に

改め、同様式（裏面）の注書第5項中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加え、同様式（裏面）の注書第6項中「なお、同欄の「再就職手当」には雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）第1条の規定による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「旧法」という。）第56条の2に規定する再就職手当を含むものとし、「常用就職支度金」とは旧法第57条に規定する常用就職支度金をいうものとする。」を削る。

第13号様式の2の次に次の1様式を加える。

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

①氏名		②受給資格証番号		
③住所				
④就職先の事業所	名称	事業所番号	- -	
	所在地	(電話番号)		
⑤一週間の所定労働時間	時間 分	⑥求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	円	
⑦雇用期間中の賃金支払状況				
ア 賃金支払対象期間	イ アの 基礎 日数	ウ 賃金額		エ 備考
		Ⓐ	Ⓑ	
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
就職年月日 ~ 月 日				
⑧上記の記載事実には誤りがないことを証明する。				
年 月 日		事業主氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)		印
⑨失業者の退職手当支給規則第13条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。				
年 月 日 (任命権者)		様 申請者氏名		印
備考				
※処理欄		係	係長	課長

事業主の証明

(日本工業規格A4)

第13号様式の3（裏面）

- 注1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては①欄から③欄まで及び⑨欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては④欄から⑧欄までをそれぞれ記載すること。ただし、①欄から③欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請者の記載について
- (1) 申請者の記載事項
- ⑨欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- (2) 事業主の記載事項
- ア ⑤欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
- イ ⑥欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
- ウ ⑦欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
- エ ⑧欄において、④欄から⑦欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

※任命権者記載欄

第14号様式（表面）中

⑦賃金月額	円	⑧雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり → (年 箇月)
⑨上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 ㊦ (法人にあつては、名称及び代表者氏名)			

を、

⑦賃金月額	円	⑧雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり → (年 箇月) 契約更新条項 (ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)
⑨上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 ㊦ (法人にあつては、名称及び代表者氏名)			

に、

⑩ ③の雇入年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

を

⑩ ③の雇入年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

に

改め、同様式（裏面）の注書第3項中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加え、同様式（裏面）の注書第4項中「なお、同欄の「再就職手当」には雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）第1条の規定による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「旧法」という。）第56条の2に規定する再就職手当を含むものとし、「常用就職支度金」とは旧法第57条に規定する常用就職支度金をいうものとする。」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。